

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	病院の医師の宿直免除		
根拠法令名 (法令・条例・規則)	医療法施行規則	(法令番号：昭和23年厚労省令50)	
条 項	第9条の15の2		
関係条項	医療法第16条		
審 査 基 準	<p>医療法第16条に基づき、速やかに診療が行える体制が確保されているものとして、次の①～④のすべてを満たすこと。(「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について(施行通知)」(平成30年3月22日付医政発0322第13号厚生労働省医政局長通知))</p> <p>① 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。</p> <p>② 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。</p> <p>③ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。 特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。</p> <p>④ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。 当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。</p>		
	設定・最終変更年月日	平成30年12月1日設定 平成 年 月 日最終変更	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間25(目)・月(申請到達日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)	
	[内訳と機関名]	<p>経由機関 7(目)・月(各区保健福祉部)</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分機関18(目)・月(保健福祉局保健所予防衛生課)</p>	
	設定・最終変更年月日	平成30年12月1日設定 平成 年 月 日最終変更	
作成部局・課・係名	保健福祉局保健所予防衛生課医務薬務係(電話 322-6797)		
備 考			